# 発受文書管理細則

# 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2010. 04. 01
1. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

# 目 次

- 第 1 章 総 則
  - 第 1条 目 的
  - 第 2条 用語の定義
- 第 2章 組織体制
  - 第 3条 受付部署
  - 第 4条 発送部署
- 第 3 章 受信文書の受付、配付
  - 第 5条 受 付
  - 第 6条 例外受付
  - 第 7条 配 布
  - 第 8条 返 送
  - 第 9条 所管処理
- 第 4 章 文書の発送
  - 第10条 文書管理番号
  - 第11条 文書管理台帳
  - 第12条 文書の名義人
  - 第13条 宛 先
  - 第14条 文書控
  - 第15条 発 送
  - 第16条 印章
  - 第17条 発送締切時間
  - 第18条 発送締切時間後の発送

# 発受文書管理細則

規程番号 0501-0101-00-細制 定日 2010年 4月 1日 改正日 2021年 6月30日

#### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1条 本規程は、当社の発受文書取扱いを定めて、文書の取扱いを明確に規定し、記録管理 の合理化により、事務能率の向上をはかることを目的とする。

#### (用語の定義)

- 第 2条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。
  - (1) メール便 系統組織間を結ぶメールのやり取りをいう。
  - (2)受付文書 社外から発信された文書をいう。
  - (3) 発送文書 社内から発信された文書をいう。
  - (4) 発受文書 受付文書、発送文書のいずれかをいう。

#### 第 2 章 組織体制

(受付部署)

第 3条 文書の受信について受付部署を置くものとし、総務部がこれにあたる。ただし、メール便による文書については、運用部とする。

#### (発送部署)

- 第 4条 文書の発送について、発送部署を置くものとし、以下の発送方法については運用部が これにあたる。以下に該当しない発送方法については、各部署がこれにあたる。
  - (1) メール便
  - (2) JASTEM宛の宅配便
  - (3) 郵便局による集荷

## 第 3 章 受信文書の受付、配布

(受付)

- 第 5条 受付文書は、原則として総務部で受取り、次の方法で処理する。
  - (1)受付文書は原則としてすべて開封し、受付日付印を押し、文書受付簿に受付番号、件名および差出人等を記載する。
  - (2) 書留郵便物は、文書受付簿にその旨記載する。
  - (3) 親展文書は封かんのまま表に受付印を押し、文書受付簿にその旨記載する。

- (4) 速達郵便および電報は、他の文書に優先して取扱う。
- (5) 金券、有価証券、物品を受付けた時は、文書受付簿にその旨記載する。

#### (例外受付)

第 6条 メール便等による定例的な業務連絡文書については、別に定める業務方法書による。 2 FAXは、FAX設置部署にて受付を行い、別に定める業務方法書による。

#### (配 布)

- 第 7条 受付文書は、受付後に所管部門長に配布する。ただし、宛先が明記されているものに ついては宛先本人に配布する。
  - 2 所管部門長は、配布を受けた文書が所管のものでないと判断した場合は、直ちに配布元に返却する。

#### (返 送)

第 8条 受付文書で当社に関係のない文書は、総務部において返却または転送の処理をする。

#### (所管処理)

- 第 9条 文書の配布を受けた所管部門長は、次によって処理する。
  - (1) 重要なものについては自らこれを処理し、その他はその処理方針を示し担当者に回付する。
  - (2) 回答または報告を要する文書で期日の指定のあるものは、その指定期日内に先方に 到着するよう処理する。
  - (3)情報として必要な文書は関係部署へ回覧する。

#### 第 4 章 文書の発送

#### (文書管理番号)

- 第10条 発送する文書には文書管理番号を記入する。ただし、簡易な連絡文書および帳票の文書管理番号は省くことができる。
  - 2 文書管理番号は社長名、社名を用いるものは「三農セ第○○○号」と表し、部名を用いるものは、「三農セ□第○○○号」と表す。ただし、株主総会、取締役会の開催に関する文書、監査に関する文書は会長名を用いる。
  - 3 前項の文書管理番号における「○」には通番を用い、「□」には部署名の頭文字を用いる。
  - 4 文書管理番号は年度をもって更新する。

#### (文書管理台帳)

第11条 文書管理番号を付与する文書に関して「文書管理台帳」を作成し、文書名、その他所 要の事項を記録、管理する。

#### (文書の名義人)

- 第12条 文書の名義は次の区分による。
  - (1) 社長名

会社を代表して締結する契約書、委任状、官公署に対する許可申請書、その他重要文書。

(2) 社名

前号以外の公文書。

(3) 部名

職務権限内で処理される業務連絡文書。

(4) 個人名

いずれにも当てはまらない文書。

(宛 先)

第13条 文書の宛先には、正規の住所、氏名または名称を記載する。ただし、同一文書を2以上の相手先に発送するときの宛先は、その文書に列記またはそれに代わる総括名称を記載してもよい。

#### (文書控)

第14条 発送文書は、原則として控をとり所管部署で保管する。ただし、所管部門長が必要ないと認めたときはこの限りでない。

### (発送)

- 第15条 文書の発送は、次のとおり行う。
  - (1) 文書には、社長印、社印またはその他必要な印章を押印し、重要なものは正と控に割印する。
  - (2) 文書は、所管部署において封かんまたは包装のうえ発送部署に回付する。
  - (3) 電報、速達の発送は他に優先して取扱う。
  - (4) 郵便による発送は、所管部署の責任において投函することを可能とする。
  - (5) FAXによる発送については別途要領にて定める。

## (印 章)

- 第16条 発送文書の押印は、所定の印章を用いる。ただし、金銭の授受および権利の損失等に 関係する重要文書を除き、次のものについては押印を省略することができる。
  - (1) 系統組織への文書
  - (2) 労働組合への文書
  - (3) 役員への文書
  - (4)従業員への文書

#### (発送締切時間)

- 第17条 メール便による発送文書は、翌営業日の1便については15時30分まで、当日の2 便については10時30分までに発送部署に回付する。
  - 2 メール便以外の発送文書については、適宜、発送部署に回付する。

#### (発送締切時間後の発送)

第18条 勤務時間外等やむを得ないときは、発送部署長の承認を受けて適宜所管部署または他 の者に取扱わせることができる。